

# 医療保険のしおり

## 平成23年度指導における指摘事項

平成23年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

### 1 診療録

- (1) 初診時であるにもかかわらず自覚症状等の記載のない例が認められたので改めること。
- (2) 自覚症状、他覚所見等必要事項の記載が乏しい例、または記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 手術記録について、適正に記録されていない例が認められたので改めること。
- (4) 記載内容について、判読困難な例が認められたので改めること。
- (5) 診療録を更新するに際して、既往歴・病歴等の転記がない例、また希薄な例が認められたので改めること。
- (6) 指導料等の算定に際し、診療録の記載を事務職員がゴム印の押印で行っている例が認められたが、医師自らが算定要件を満たしていることを確認し診療録に記載（押印）すること。
- (7) 診療録に空欄のある例が認められたので、斜線を引く又は「以下余白」と記載するなど書き加えができないよう改めること。
- (8) 診療録の一部を看護師が記載しているが、その内容を医師が確認したことの記載がないため診療録の真正性に疑義のある例が認められたので改めること。
- (9) 診療録は左側又は右側を貼付のうえ編綴すること。
- (10) 複数の医師が一人の患者にあたっている場合において、診療医の署名又は記名押印等が診療の都度ないため、責任の所在が明らかでない例が認められたので改めること。
- (11) 診療録の表紙に病名の追加記載のため切り取った紙を貼り付けていた例が認められたが、追加記載のため必要がある場合は一枚貼りにより行うこと。
- (12) 電子カルテについて以下の点で不備が認められたので「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき改めること。
  - ①電子カルテの入力を看護師が行っているが、看護師が入力した内容について医師が確認したことが表示されていないため診療録の真正性に疑義が認められた。
  - ②端末装置毎にパスワードが設定されており全ての操作者にそれぞれパスワードが設定されていない。
  - ③電子カルテに入力された記録を変更した場合の変更履歴が分かるものが持参されていなかったため、診療録の真正性に疑義が認められた。
  - ④電子カルテ操作者のパスワードは、ガイドラインに基づき変更するようシステム及び運用管理規定を改めること。
  - ⑤スキャナによる読み取りを行った場合の項目に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に適合する方法と記載されているが、当該ガイドラインは、当該項目のみに適用されるものでなく全ての項目に適用されるものであること。
- (13) 傷病名の入力について、入力者が特定できない例が認められたので改めること。

## 2 傷病名

- (1) 検査、投薬等の査定を防ぐ目的でつけられた医学的な診断根拠のない傷病名（レセプト病名）が認められたので改めること。
- (2) 傷病名の記載漏れが認められたので改めること。
- (3) 診療報酬明細書と診療録の傷病名が異なる例が認められたので改めること。
- (4) 診療報酬明細書の傷病名の記載もれが認められたので改めること。
- (5) 傷病名について転帰が記載されていない例が認められたので改めること。
- (6) 傷病名の転帰の日付について、不適切な例が認められたので改めること。
  - ・以前の傷病の終了日について、新たに発症した傷病の初診日を記載している。
- (7) 長期にわたる脳梗塞・心筋梗塞・逆流性食道炎の傷病名が散見されるが、病状に合わせ転記を判断し整理すること。
- (8) 必要に応じ慢性、急性の記載を行うこと。また、部位の記載を行うこと。
- (9) 非常に多数の傷病名がつけられている例が認められたので改めること。
- (10) 肩こり等の不適切な傷病名が認められたので改めること。

## 3 基本診療料

- (1) 保険診療と併せて行った保険診療として認められていない療法の費用を徴収している例が認められたので改めること。
- (2) 患者が任意に診療を中断し、1か月以上経過した後受診した場合に慢性疾患等明らかに同一疾患であるにもかかわらず初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (3) 診療継続中の患者が他の医療機関に転医し、数日を経て再び当該医療機関を受診した場合に、当該疾患の治癒が推定されないにもかかわらず新たに初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (4) 症状、診察所見、検査結果、投薬状況等から、初診でなく再診である患者に対して初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (5) 初診料（同日複数診療科）の算定に際し、1つ目の診療科で診療を受けた疾病と同一の疾病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合に算定している例が認められたので改めること。
- (6) 過去にコンタクトレンズを処方した患者に初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (7) 傷病が継続しているにもかかわらず、コンタクトレンズの初回の処方を行ったことを理由に初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (8) 看護師のみが患家を訪問し、点滴を行って再診料を算定している例が認められたので改めること。
- (9) 再診に付随する一連の行為に対して、同日再診として再度再診料を算定している例が認められたので改めること。
- (10) 時間外加算を午後6時から午前8時の間以外の時間に診療した患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- (11) 患者に明細書を発行する義務があるにもかかわらず全ての患者に明細書を発行せず、明細書発行体制等加算を算定していることが認められたので改めること。
- (12) 有床診療所入院基本料の算定に際し、入院診療計画書を作成していない例が認められたので改めること。
- (13) 入院診療計画書の作成に当たって、参考様式として示された項目の中に記載されていない項目のあ

る例、又は内容が希薄な例が認められたので改めること。

例：主治医以外の担当者名の記載がない。

：治療計画の内容が希薄。

- (14) 一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票について、いずれの項目で点数が積算されているか判断しにくい例が認められたので改めること。
- (15) 一般病棟看護必要度評価加算について、看護必要度の測定を行っていない日に算定している例が認められたので改めること。
- (16) 臨床研修病院入院診療加算について、指導医による研修医の診療録の記載に係る指導及び確認が行われていない例が認められたので改めること。
- (17) 救急医療管理加算について、緊急に入院を必要とする重症患者以外の患者に算定している例が認められたので改めること。
- (18) 診療録管理体制加算について、施設基準で定められた入院患者の退院時要約が作成されていないので改めること。
- (19) 重症者等療養環境特別加算について、対象患者以外の患者に算定している例が認められたので改めること。
- (20) 栄養管理実施加算について、作成された栄養管理計画書が必要に応じ見直しされていない例が認められたので改めること。

#### 4 医学管理等

- (1) 医学管理等について、医師の指示でなく事務職員が算定している例が認められたので改めること。
- (2) 特定疾患療養管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①当該管理料を算定したこと自体が診療録に記載がない例。
  - ②管理内容の要点の診療録への記載がない例、また希薄な例。
  - ③管理内容の要点の診療録への記載が画一的な例。
  - ④どの疾患に対しても同じ指導事項を記載している例。
  - ⑤実態的に指導管理が行われていない例。

例：呼吸停止後に往診した場合に算定している。
  - ⑥退院後1ヶ月を経過していないにもかかわらず算定している例。
  - ⑦特別養護老人ホーム入所者に配置医師が行った診療に対して算定している例。
- (3) 特定薬剤治療管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①治療内容の要点の診療録への記載がない例、また希薄な例。
  - ②投与中の薬剤以外の薬剤の血中濃度を測定して算定している例。
- (4) 悪性腫瘍特異物質治療管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①算定したこと自体が診療録に記載されていない例。
  - ②治療計画の要点が診療録に記載されていない例。
  - ③悪性腫瘍と確定診断がされた患者以外に算定している例。
- (5) 難病外来指導管理料の算定に際し、診療計画及び診療内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (6) 在宅療養指導料の算定に際し、看護師による患者毎の療養指導記録が作成されていない例が認めら

れたので改めること。

- (7) がん性疼痛緩和指導管理料の算定に際し、麻薬の処方前の疼痛の程度、麻薬の処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (8) ニコチン依存症管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①標準手順書の存在を知らないため、文書により患者の同意を得た上で指導及び治療管理の内容を文書により情報提供していない例。
  - ②初回算定日から起算して12週間を超えて算定している例。
- (9) 退院時リハビリテーション指導料の算定に際し、指導内容の要点が診療録等に記載されていない例が認められたので改めること。
- (10) 薬剤管理指導料の算定に際し、指導の要点を文書で医師に提供しているが、その内容が希薄な例が認められたので改めること。
- (11) 診療情報提供料（I）の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①交付した文書の写しを診療録に添付していない例。
  - ②内容の希薄な例、又、紹介状に対する単なる返事である例。

## 5 在宅医療

- (1) 往診料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①患家の求めであることが診療録に記載されていない例。
  - ②定期的に行われている対診に際して算定している例。
- (2) 緊急往診加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①厚生労働大臣が定める通知により例示された緊急な場合以外に算定された例。
  - ②診療に従事していない場合（休日）に行う往診に算定している例。
- (3) 在宅患者訪問診療料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①通院が容易な患者に算定している例。
  - ②通院が容易な患者とレセプト審査時に判断されないようにするために、医療機関を外来で受診していても再診料を算定していない例。
  - ③訪問診療の計画の記載がない例、また希薄な例。
  - ④症状が安定している患者に対して患者や施設の希望により医学的に必要な訪問回数以上に訪問し算定している例。
- (4) 月1回しか訪問診療を行っていないにもかかわらず、在宅時医学総合管理料を算定している例が認められたので改めること。
- (5) 在宅患者訪問看護・指導料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ①医師が看護師等に対して行った指示が「点滴」のみで、看護及び指導の目標、実施すべき看護及び指導の内容並びに訪問頻度等が記載された訪問看護計画がない例。
  - ②看護師等が指導及び看護の内容の要点を記録にとどめていない例。
- (6) 訪問看護指示料算定に際し、訪問看護指示書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (7) 在宅自己注射指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点



- の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (8) 在宅自己注射指導管理料にあった注入器加算が、注入器を処方していないにもかかわらず算定されている例が認められたので改めること。
  - (9) 血糖自己測定器加算の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ・在宅自己注射指導管理料を算定せず、又、インスリン投与中でない患者に算定している例が認められたので改めること。
  - (10) 在宅酸素療法指導管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ①導入時の動脈血酸素分圧値が診療録に記載されていないため算定要件を満たしているか確認できない例。
    - ②診療報酬明細書に動脈血酸素分圧値が記載されていない例。
    - ③指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例。
  - (11) 酸素濃縮装置加算の算定に際し、当該加算を算定したこと自体が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
  - (12) 在宅中心静脈栄養法指導管理料算定に際し、安定した病態にある患者以外の患者に対して算定している例が認められたので改めること。
  - (13) 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
  - (14) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
  - (15) 在宅悪性腫瘍患者指導管理料算定に際し、注射による鎮痛剤注入が必要なもの又は注射による抗悪性腫瘍剤の注入の必要なもの以外の患者に対して算定している例が認められたので改めること。
  - (16) 在宅寝たきり患者処置指導管理料の算定に際し、次の不適切な例が認められたので改めること。
    - ①在宅において自ら又はその家族等患者の看護に当たるものが実施する処置がないにもかかわらず算定している例。
    - ②算定したこと自体が診療録に記載されていない例。
    - ③当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例。
    - ④患者等に指導を行うのではなく寝たきり状態にある患者に対して訪問看護ステーションの看護師にバルーンカテーテルの交換を指示した場合に算定している例。

## 6 検査

- (1) 検査項目がセットになっていて、必要でない項目が含まれている例が認められたので改めること。
- (2) 必要性がない又は乏しいにもかかわらず実施された検査が認められたので改めること。
- (3) 健康診断として実施した検査と疑われる例が認められたので改めること。
- (4) 検査を実施するに際し、実施する根拠、結果の評価が診療録に記載されていないため、検査の必要性に疑義のある例が認められたので改めること。
- (5) 適応傷病名がないにもかかわらず算定された検査が認められたので改めること。
- (6) 簡易聴力検査について、慢性期になり必要性が乏しいにもかかわらず画一的に実施されている例が認められたので改めること。
- (7) コンタクトレンズの既装用者に対する眼科学的検査について、出来高により算定できる要件を満た

していないにもかかわらず、コンタクトレンズ検査料を算定せず出来高により算定している例が認められたので改めること。

## 7 投薬

(1) 適応傷病名がないにもかかわらず投与した薬剤が認められたので改めること。

例：過敏性腸症候群等のないコロネル錠の投与。

高血圧症等のないアムロジピン錠の投与。

尿失禁・頻尿等のないユリロシン錠の投与。

(2) PPIを胃潰瘍に対して定められた期間（8週間）以上投与している例が認められたので改めること。

(3) 検査（胃カメラ）にて異常所見を認めないにもかかわらずレセプト病名（胃潰瘍）をつけて、投薬（ランソプラゾールOD錠）されている例が認められた。

(4) 禁忌投与の例について、医学的に必要である場合は注釈を記入するよう改めること。

例：モービック錠を胃潰瘍のある患者に投与している。

(5) 禁忌投与の例が認められたので改めること。

例：ロブ錠をNSAID胃潰瘍のある患者に対して使用している例。

(6) 重複投与の例が認められたので改めること。

例：同一部位に対して同効の外用薬（スミルスチックとヤクバンテープ）が同一日に処方されている例。

(7) テルビナフィン投与に際し、使用上の注意として重篤な肝障害、および汎血球減少、無顆粒球症、血小板減少が警告されているにもかかわらず、一度も検査を行わず投与を続けている例が認められたので改めること。

(8) 緑内障の患者に点眼処方のみを続けて行い長期間眼圧測定を行っていない例が認められたので、適宜、眼圧測定を実施するなどし、投薬等の必要性を考慮すること。

(9) 慢性副鼻腔炎、難聴・めまい等の疾患において、漫然と同一処方されている例が認められたので改めること。

(10) 食事摂取可能な患者にビタミン製剤（B群）が投与されているにもかかわらず、投与が必要且つ有効と判断した趣旨が診療録に記載されていない例、又、効果判定を行うことなく漫然と投与されている例が認められたので改めること。

(11) 複数の同一効能の消炎鎮痛剤が同日に投薬されているにもかかわらず、投薬が必要且つ有効と判断した趣旨が診療録に記載されていない例、又、効果判定を行うことなく、漫然と投薬されている例が認められたので改めること。

(12) 医師が診察を行うことなく投薬していることが疑われる例が認められたので改めること。

(13) 患者の希望により投与された医学的必要性に疑義のある薬剤の例が認められたので改めること。

(14) 薬剤投与に際し、服薬状況を確認していない例が認められたので改めること。

(15) 特定疾患処方管理加算について、対象疾患が主病でないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

(16) 長期投薬加算の算定に際し、厚生労働大臣の定める疾患に対する薬剤が投与されていないにもかかわらず算定されている例が認められたので改めること。

(17) 複数の用量規格のある薬剤投与に際し、高規格の薬剤があるにもかかわらず低規格の薬剤を複数投

与している例が認められたので改めること。

例：リオレサル錠10mgがあるにもかかわらず5mgを6錠投与。

(18) 処方せんの記載内容に不備な例が認められたので改めること。

例：外用薬の処方部位が「痛いところ」「体に」と記載されている。

## 8 注射

(1) 外来化学療法加算Ⅰの算定に際し、レジメンが登録される前に算定された例が認められたので改めること。

(2) 筋肉内注射で算定すべきところを静脈内注射で算定している例が認められたので改めること。

例：メジェイド筋注を静脈内注射で算定。

(3) 訪問看護時の看護師が行った点滴注射に対する手技料を算定している例が認められたので改めること。

(4) 必要性の乏しい点滴注射が行われている例が認められたので改めること。

例：低分子デキストランL注がめまいに使用されている。

## 9 リハビリテーション

(1) 発症から長期に亘ってリハビリを実施している例が認められたので、医学的必要性を考慮のうえ実施すること。

(2) リハビリテーションの対象疾患が複数記載されている例が認められたので、主たるものを記載するよう改めること。

(3) 運動器リハビリテーション料の算定に際し、リハビリテーション実施計画を作成していない例が認められたので改めること。

(4) 発症、手術又は急性憎悪から30日を経過しているものに対して、早期リハビリテーション加算を算定している例が認められたので改めること。

## 10 処置・手術

(1) 重度褥瘡処置の算定に際し、褥瘡の程度、処置した範囲が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(2) 重度褥瘡処置を皮下組織に至る褥瘡ではないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

(3) 皮膚科軟膏処置を実施した際に処置した範囲が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(4) 介達牽引について、多数回算定されている例が認められたが医学的必要性を考慮のうえ実施すること。なお、必要性、効果判定等の診療録への記載を充実させること。

(5) 消炎鎮痛等処置の算定に際し、効果判定を行うことなく漫然と行っている例が認められたので改めること。

(6) 消炎鎮痛等処置の算定に際し、その効果判定が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。

(7) 消炎鎮痛等処置には該当しない行為（運動）を消炎鎮痛等処置として算定している例が認められたので改めること。

- (8) 鼻処置について、適応傷病名がないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (9) 診察時に創傷処置を行っているにもかかわらず創傷処置の点数を算定せず、処置に使用した薬剤に対して処方料を算定し、併せて外来管理加算を算定している例が認められたので改めること。
- (10) K048骨内異物（挿入物を含む。）除去術について、単なる皮下埋没の鋼線摘出を行った場合に算定している例が認められたので改めること。
- (11) 保存血液輸血の算定に際し、輸血に伴い患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書で説明を行っていない例が認められたので改めること。
- (12) L008マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔について、実施時間が20分未満のものに対して算定している例が認められたので改めること。

## 11 その他

- (1) 配置医による特別養護老人ホーム等の入所者の診療報酬請求に際しては、診療報酬明細書の摘要欄に「配」と表示して回数を記載すること。
- (2) 自院の従業員を保険診療した場合に一部負担金を受領すること。
- (3) 診療報酬明細書を提出する際は、保険医が確認すること。
- (4) 明細書の発行状況について、院内に掲示されていないので掲示するよう改めること。
- (5) 施設基準の届出項目については、全て掲示すること。
- (6) コンタクトレンズ検査料の施設基準に定められた掲示事項を掲示すること。
- (7) 保険医の異動があった場合は、速やかに届け出ること。
- (8) 診療時間を変更した場合は、速やかに届出すること。